

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和5年5月10日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
10番 針ヶ谷久翁	11番 鳩貝直子
12番 宇佐見稔久	13番 吉岡清美

〈農地利用最適化推進委員〉

1番 岡田輝雄	2番 瀬能良一
3番 中島清忍	4番 藤井文男
5番 飯塚正明	6番 栗原英雄
7番 野口寛	8番 山田教明
9番 渡野邊信廣	11番 後藤和久
12番 逆井智	14番 知久清治

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について
報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約について
報告第8号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	小田原 聡
主査	松崎 哲史

議長 ただいまから令和5年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、9番、染谷 美佐夫 委員 所用のため欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

1番 石山 幹雄 委員

2番 石山 高弘 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で1963平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、5月2日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から6番については石塚委員、議案第1号申請番号4番から9番、議案第3号申請番号7番から14番については吉岡委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について、石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字砂田の田2筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で2167平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢となり農作業ができなくなったため、譲受人は、農地を引き継ぎ耕作管理するためとなっております。

譲受人は法人ですが農地所有適格法人要件を満たしています。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、今上字渡場道下の畑3筆と長割の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2799平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規

模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、今上字五尺道下の畑1筆で、保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で952平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、換価するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、今上字藤塚道下の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番5番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で5697平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号4番5番について報告します。

申請地は、関宿台町の畑4筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番7番については関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番7番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で482平方メートルと608平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、錯誤により交換するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号6番7番について報告します。

申請地は、岡田字諏訪ノ腰の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1038平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農地を手放したいため、譲受人は、農業を新規で始めるためとなっております。

おります。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号8番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字前堀の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号9番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください

申請地は、畑1筆で1008平方メートルと田2筆で1202平方メートル合計2210平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号9番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字民部の畑1筆と田2筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号3番から5番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番、議案第3号申請番号3番から5番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください

申請地は、畑6筆で2120平方メートルの内1982平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和5年4月21日に受付をしております。

次に議案第3号申請番号3番から5番についてご説明いたします。

5ページ6ページをご覧ください。

申請地は、畑9筆で1832.35平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和5年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号3番から5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き、駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、議案第2号申請番号1番は周囲をコンクリート板にて囲み土砂流出を防止する計画となっております。

議案第3号申請番号3番から5番は、一部は人が通行可能な幅をセットバックして、周囲をフ

ェンスで囲む計画となっております。

なお、この計画は隣地の地権者から同意を得ることは出来ていませんが、事業計画書より説明会の開催や、隣地の地権者の意見に対応していることを確認し、事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 両申請についてですが、資力については、残高証明書・融資に関する書類が添付されており、必要な資力が認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

地元、船形の農業委員、推進委員、この案件は隣地の地権者から同意を得ることは出来ていませんが、質疑ございませんか。

—質疑なし—

質疑がないようですので、これより議案第2号及び議案第3号の申請番号3番から5番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番2番、6番から14番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 469 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 5 年 4 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 3 号申請番号 1 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等からおおむね 300 メートル以内であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き、駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、単管の柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 1 番の説明をする前に、申請番号 1 番から 8 ページの申請番号 14 番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号 1 番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、区域外と報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策なども計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番と 6 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 2 番と 6 番についてご説明いたします。

申請番号2番は、畑1筆で859平方メートルとなっております。
6ページをご覧ください。

申請番号6番は、畑1筆で1086平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和5年4月24日と25日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号2番と6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請番号2番の申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

申請番号6番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず現状のまま太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、申請番号2番については該当無と報告されております。

申請番号6番の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番から9番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番から9番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 6066 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 5 年 4 月 25 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 7 番から 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生えている農地でした。

計画内容は、除草シート、碎石を敷き、太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 10 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 343 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 5 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、砕石を敷き整地して、資材置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番から14番については、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号11番から14番についてご説明いたします。

申請地は、畑6筆で5411平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和5年4月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号11番から14番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、砕石を敷き整地して、車両置場とする計画となっております。

す。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請番号1番2番、6番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

9ページから12ページをご覧ください。

野田市長より令和5年4月28日付で、令和5年度第1次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、3年の賃借権設定が畑5筆で2360平方メートル、5年の賃借権設定が畑19筆で8256平方メートル、10年の賃借権設定が田4筆で2163平方メートル、

畑 24 筆で 23115 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「農用地利用配分計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明いたします。

13 ページ 14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 5 年 5 月 2 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得済の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

6 年の賃借権設定が田 1 筆で 1919 平方メートルで、今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

議案第 6 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和 4 年 7 月に亡くなっております。

生産緑地は、畑 4 筆で 581 平方メートルとなっております。

続いて、申請番号 2 番についてご説明いたします。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和 4 年 8 月に亡くなっております。

生産緑地は、畑 1 筆で 868 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員が現地調査を行っておりますので吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 6 号申請番号 1 番 2 番について、令和 5 年 4 月 27 日に現地の状況確認を、事務局職員 2 名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、保全管理及び耕作中の農地でした。

以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第7号 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長

農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、令和4年度からの最適化活動の目標設定等について、基本的な考え方が示されました令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、市町村のホームページ等で公表するものです。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問ご意見のある方は、挙手をお願いします。

石山（高）委員 1ページの農業委員会の現在の体制の中に「中立委員」とありますが、どうい
方ですか。

事務局 農業経営を行っていない方です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告の前に、訂正があります。

目次の下から2段目は、報告8号ではなくて、7号になります

それでは、報告第1号から報告第8号についてご説明いたします。

報告事項の1ページ2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、5件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に4ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、19件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、4件提出がありました

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、2件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約は、2件提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第8号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が4件ありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。

以上です。

議長 報告第8号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により

原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、3番4番については、許可済みの土地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。1番2番については、委員が現地調査を行っております。

番号1番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第8号登記官照会の番号1番について報告します。

令和5年2月27日に私と石塚農業委員、山田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、農地となっていました。

調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 続いて、番号2番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 報告第8号登記官照会の番号2番について報告します。

令和5年3月13日に私と藤井愛子農業委員、藤井文夫推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅及び倉庫用地となっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時35分)